

社会福祉法人養父市社会福祉協議会  
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第24条の規定に基づき、本会の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第4条 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間155万2千円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間10万4千円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（報酬の支給日）

第5条 評議員の報酬は、職務執行の属する月の翌月25日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 月額で支給する役員の報酬は、職員の給与の支給日の例により支給する。
- 3 年額で支給する役員の報酬は、毎年3月に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときには、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

3 役員等に就任した月及び退任し、又は死亡した月の報酬は、日割り計算により計算した額を支給する。

（費用）

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、本会旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

3 会長には、平常通勤に要する交通費として、本会職員給与規程に定める通勤手当の例により支給する。

（公表）

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

社会福祉法人養父市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成16年6月6日規程第5号）は、廃止する。

附 則（平成29年6月16日規程第4号）

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月28日規程第1号）

この規程は、令和3年7月28日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度 一律 1,500円
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会長 一事業年度につき 600,000円（月額 50,000円）
	副会長 一事業年度につき 360,000円（月額 30,000円）
	理事 一事業年度につき 74,000円
監事	監査 一事業年度につき 52,000円
	監査にかかる費用 1日 1,000円

別表第2 費用（第7条第1項関係）

事項	費用の額
会議等への出席	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1kmあたり30円とする。ただし、2km未満は、0円とする。
但馬管外の出張	1日 2,000円